

随 意 契 約 結 果 表

担 当 課 名	DX推進課		
案 件 名	自治体情報システム標準化にかかる他業務連携用サーバ機器導入業務		
案 件 の 概 要	地方公共団体情報システムに関する法律(令和3年法律第40号)により各自治体は対象20業務について標準準拠システム(標準システム)への移行が義務付けられている。一部業務システムにおいては、ガバメントクラウドシステムとの庁内ネットワーク間でのデータ連携が必要となるため、庁内連携基盤となる他業務連携用サーバー機器の導入を行う。		
随 意 契 約 の 種 類	○ 随意契約 ● 単独随意契約		
契 約 年 月 日	令和8年4月30日	契約の相手方	行政システム株式会社
契 約 金 額	1,732,918 円 (うち消費税相当額 157,538 円)		
契 約 期 間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日 まで		
随意契約とした理由	地方公共団体情報システムに関する法律(令和3年法律第40号)により各自治体は対象20業務について標準準拠システム(標準システム)への移行が義務付けられている。標準化対象外の業務システムは、ガバメントクラウドへ構築される住基・税システム(Acrocity)とデータ連携を行う必要があるが、一部業務システムにあいてはガバメントクラウドへの通信や標準レイアウト改修などの対応が難しい状況にある。これによりガバメントクラウドに構築されるAcrocityと庁内基幹系ネットワークに構築される業務システムとの間でデータ連携を行うためには、他業務連携用サーバー機器を設けてファイルを連携する必要があるが、当機器の環境構築にあたっては、Acrocityのデータ連携の仕組みを熟知しておくことが不可欠であるため、Acrocityの保守業者である行政システム株式会社以外が行うことは困難であるため。		
随 意 契 約 と し た 法 令 根 拠	地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 2 第 1 項 第 2 号 の 規 定 に よ る 。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		